

食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会

平成15年度とりまとめ項目（第3次案）

- 題名：我が国における食のリスクコミュニケーションの現状と課題（仮題）
 - これまでの議論における了解事項
 - ◆ 読み手：我が国の食品の安全性の問題に関心のある方々一般
 - ◆ とりまとめの範囲：
 - 昨年9月以来、リスクコミュニケーション専門調査会で議論されたことを整理して記述することが基本。
 - 各専門委員が実施した取組も記述。
 - 今後のリスクコミュニケーション専門調査会の活動、取組の方向も示す。
- 構成：
 - 1. 基本的な考え方
 - (1) 我が国の食のリスクコミュニケーションに必要なこと
 - 新たに導入されたリスク分析手法の一要素としての位置づけ。
 - FAO/WHO 専門家会合、Codex 委員会の考え方
(食品安全性の確保のための手法として国際的に一般的な考え方となってきた Codex 委員会における考え方を12月2日のリスクコミュニケーション専門調査会会合の際の関澤座長の講演を要約する形で紹介)
 - 具体的にリスクコミュニケーションを行う必要のある事項
 - (ア) あるハザードについて評価を行う場合、なぜ、評価を行うのか。
 - (イ) 評価結果について、どうしてそのような結果に至ったのか。
 - (ウ) 評価結果を踏まえた管理措置は、どのようなことが必要なのか。
 - (エ) 適切に管理措置が実行されているか。
 - (オ) どのようなハザードに対して評価が必要か。
 - (カ) 緊急時のクライシスコミュニケーション 等々。
 - 目的又は目標に関する事項
 - 複雑で多岐にわたることが多い食品安全性に関する情報を「迅速に、必要な分をすべて、わかりやすく、正確に」提供。
 - 専門家と一般消費者との間など関係者間の認知ギャップを縮小し、食品のリスクとそれに対する措置に関する共通理解を醸成。
 - 結果として食品のリスクの低減に貢献。

- 手法又は手段に関する事項
 - 調整役（ファシリテーター）の育成が必要。
 - 消費者等関係者のための常設窓口が必要。
 - 関係機関の協議体でもってリスクコミュニケーションに当たることが必要。
 - メディアに対して、対策がまとまっていない段階でも、次の段階、目標を示す形での全面的な情報公開が必要。また、メディアのいろいろな部門と日頃から、意見交換の場を設けておくことが必要。

2. 現状

(1) 食品安全基本法制定以前のリスクコミュニケーションの問題点

- BSE 問題検討会報告書における指摘と対応状況

「BSE 問題報告書（平成 14 年 4 月 2 日 BSE 問題に関する調査検討委員会）

第Ⅲ部 今度の食品安全行政のあり方

2 食品の安全性の確保に係る組織体制の基本的考え方

(2) リスク分析をベースとした組織体制の整備

③ 「リスクコミュニケーション」の確立

において指摘された点と、現在までの対応状況は以下のとおり。

- リスクコミュニケーションを総合的に推進する専門の機能・組織を確立することが必要。（食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省に専門組織が設置されている。）
- リスク評価、リスク管理の経過を含め、リスク分析のプロセス全体を通じて情報の公開および意見の相互交換がなされることを制度化することが必要。（食品安全基本法第 13 条等に規定。）
- リスク評価及びリスク管理にかかわる情報は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」第 5 条各号に規定された情報を除いて、消費者が自由にアクセスすることを可能とし積極的に一般に公開されることが必要。（食品安全委員会、同専門調査会、薬事食品審議会、食料・農業・農村審議会、農業資材審議会等は、資料を含め原則公開で開催されている。）
- 消費者を対象とした「公聴会」や「意見提出」の制度を設けることも必要である。公聴会については、行政側が積極的に開催するとともに、消費者からも開催の請求ができるように制度化すべき。（意見、情報の募集、食の安全ダイアル、意見交換会の開催等により、実質的に対応）
- リスク評価やリスク管理に関する情報公開・提供に当たっては、欧米の例も参考に、登録した希望者に対して制度の変更に係わる情報を、その都度、インターネットを通じて提供する手法等も導入すべき。（インターネット上では公開。希望者へメールにて最新情報を提供するシステムを検討中。）

- リスクコミュニケーションは、リスク評価を実施する機関並びにリスク管理を分担する省庁の両方が、相互および他の利害関係者で行う。そのための実施の機能・体制を整備することが必要。（各府省において体制整備済み。）
- リスクコミュニケーションを総合的に分担する組織は、リスク評価を実施する行政機関に置くことが適切。（食品健康影響評価を行う食品安全委員会に關係行政機関が行うリスクコミュニケーションについて調整の事務。）
- 海外の例も参考に、一般の人向け、子供たち向けなど、受け手の特性にあわせた情報の提供など工夫が必要。（パンフレット、インターネットとも広く一般向けに分かりやすい情報提供に努めているところ。子ども向けについては、一部で実施。）
- きめ細かな情報を提供していくためには、情報に関する専門部署と専門家がいなければならない。日本においては遅れている分野である。特に広報担当コミュニケーターの育成が急がれる課題。（各府省にリスクコミュニケーション担当の専門組織は設置済み。コミュニケーターについては、実地で養成中。一部では、研修を実施）

(2) 食品安全基本法制定後のリスクコミュニケーションの実施状況

- 食品安全基本法、食品衛生法などにおけるリスクコミュニケーションの考え方を記述。
（各法律を所管する3府省が分担して簡単に記述）
- 各府省における実施状況
意見交換会等の実施状況を記述。
（意見交換会の実施状況（開催実績、形式、参加者の反応等）、「食の安全ダイヤル」の利用状況等を整理。担当：3府省）

昨年7月の食品安全基本法などの施行以来、関係者の努力により、国、地方公共団体の行う食品安全性関係の情報の開示、説明、伝達には一定の改善がみられる。（米国におけるBSE発生、国内における79年ぶりの鳥インフルエンザの発生などの事件が相次いでいるが、関係機関の管理措置及びリスクコミュニケーションにより、風評被害等は皆無とはいえないが、以前のような大パニックは生じていない状況。）

その一方で、食品の安全性に関して、リスク分析の考え方が十分に理解されたとはいえない状況である。今後、一層、リスクという考え方を浸透させていく努力が必要。

また、遺伝子組換え食品のように、技術や食品としての安全性のみならず、その技術そのものの有用性や倫理性が議論される問題については、どのように国民の合意を形成するのか、またそれが可能であるかなど、引き続き、議論すべき課題が多い状況。

- 地方公共団体における実施状況
(東京都等の取組みについて概観。担当：小川専門委員)
- 食品関連事業者の取組み
(12月2日のリスクコミュニケーション専門調査会第4回会合時の近藤専門委員の講演を要約。担当：近藤専門委員、事務局)
- 消費者の取組及び消費者が求めているリスクコミュニケーション
(消費者関係専門委員のインプットに意見交換会等における要望を整理したものを加える。担当：石崎、犬伏、神田、平社専門委員)

3. 課題

(1) リスクコミュニケーション実施の考え方

- 目標設定の考え方
 - 複雑で多岐にわたることが多い食品安全性に関する情報を「迅速に、必要な分をすべて、わかりやすく、正確に」提供。
 - 専門家と一般消費者との間など関係者間の認知ギャップを縮小し、食品のリスクとそれに対する措置に関する共通理解を醸成。
- 関係者の役割と取組、連携の方向
 - 国（事務局（要専門委員等からのインプット））
関係者間の双方向意見交換の場の設定、関係者間の意見の調整、関係者の意見の施策への反映、用語集など基礎的資料の整備や、問題案件についてわかりやすく解説した資料の作成提供等、（いかに「迅速に、必要な分をすべて、わかりやすく、正確に」に近づくための方策の検討）
 - 地方公共団体（小川専門委員）
東京都におけるリスクコミュニケーションの今後のスケジュール等
 - 食品関連事業者（新蔵、近藤、三牧専門委員、久保、川田専門参考人）
食の安全上、食品関連事業者が、今後、具体的に気をつけていかなければならない点等
 - 消費者（石崎、犬伏、神田、平社専門委員）
リスクコミュニケーションが必要と感じるハザード
 - メディア（西片専門委員、中村専門参考人）
食品安全性に関する情報の非対称性は減少の方向に向かっているか、リスクとベネフィットを正しく伝えるにはどうすべきか、行政、食品関連事業者、消費者、科学者がメディアに対応する際どのようにすべきか等
 - 学界（関澤座長、唐木、吉川、千葉、高橋専門委員）
食品の安全性に関する科学的知見等を平易に説明するためにはどうしたらよいか、食品安全性関係者のコミュニケーション技法を向上させるためにはどうしたらよいか 等)

- 教育（高橋専門委員）

我が国において、フードファディズムを防ぎ、健全な食生活を送るために必要な素養をどのように身につけて行く社会とするか 等

- 情報公開と知的財産権、プライバシーの保護等

「食品安全委員会の公開について」（平成15年7月1日内閣府食品安全委員会決定）及び「食品安全委員会の調査審議方法等について」（平成15年10月2日内閣府食品安全委員会決定）における考え方を記述。

(2) リスクコミュニケーションの方法等

- コミュニケーションの媒体

意見交換会、インターネット等におけるやりとりのほか、双方向の情報・意見交換が可能となる方法について検討すべき。

教育関係者との連携を検討すべき。

- 意見交換会の規模等

意見交換会については、新たな制度の説明など説明的な性格が強い場合は、大人数の参加を得る形をとり、個別、具体的な案件については議論する場合は、全員が発言参加できる少人数会合の形をとることが適当か。

- 専門家の養成

国をはじめ各関係者は、コミュニケーションの技法についても精通したコミュニケーションの専門家を養成すべき。

- リスクコミュニケーション研究の充実

専門家の意見を聴きつつ、実際的なリスクコミュニケーション研究を進めていくべき。

- 国際的なリスクコミュニケーションの実施

諸外国に対しても、我が国におけるリスク分析の内容等について適切に情報提供するとともに、諸外国における食品安全に関する情報を国内の関係者が共有できるよう努めるべき。

4. 今後のリスクコミュニケーション専門調査会の取組、活動の方向

上記の「現状と課題」を踏まえ、次のような取組を行う。

- (1) 委員会、関係行政機関が行うリスクコミュニケーションへの助言

- (2) 行政、食品関連事業者、消費者などの食品の安全性の確保についての関係者の意見を直接聴取。

- (3) 関係する専門調査会等と連携して、国民の関心の高い案件についてのリスクコミュニケーションを実施。

(参考資料)

1. 他分野におけるリスクコミュニケーション
2. 諸外国におけるリスクコミュニケーション
(H15/10/28 及び H16/2/16 開催の意見交換会におけるビリー前コーデックス委員会議長及びデ・レーウ蘭食品消費者製品安全庁長官の基調講演の概要等を記載)
3. FAQ
4. 基本的な用語集

リスクコミュニケーション専門調査会に当面調査審議を求める事項
(平成15年9月11日内閣府食品安全委員会決定)

食品安全委員会専門調査会運営規程第3条第2項において、「リスクコミュニケーション専門調査会は、委員会が行うリスクコミュニケーション及び関係行政機関が行うリスクコミュニケーションの調整に関する事項について調査審議する」とされている。

この規定に基づき、リスクコミュニケーション専門調査会に対し、当面、以下の事項について調査審議を求める。

○ 個別テーマや海外及び国内他分野におけるリスクコミュニケーションの事例に関する意見交換会等の結果を踏まえた我が国における食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題についての意見のとりまとめ

食品安全委員会の公開について

(平成15年7月1日内閣府食品安全委員会決定)

1 委員会の活動状況の公開について

委員会の開催予定に関する日時、開催場所等については、公開する。

2 会議の公開について

委員会は原則として公開とする。ただし、公開することにより、委員の自由な発言が制限され公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、又は、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合については、非公開とする。

3 議事録等の公開について

(1) 委員会の議事録については、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合を除き、公開する。

(2) 非公開で開催された会議の議事録の公開に際しては、暫定的に発言者氏名を除いた議事録を公開し、さらに会議の開催日から起算して3年経過後に発言者氏名を含む議事録を公開する。

4 諮問、勧告、評価結果、意見等及び提出資料の公開について

(1) 委員会の諮問、勧告、評価結果、意見等については公開する。

(2) 委員会の提出資料については、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがあるものについては、非公開とする。

5 その他

(1) 専門調査会に関しても、原則として委員会と同様の扱いとする。

(2) その他、委員会の公開に関し必要な事項については、委員長が定めることとする。

食品安全委員会における調査審議方法等について (平成15年10月2日内閣府食品安全委員会決定)

最終改正：平成15年11月13日

- 1 組換えDNA技術応用食品、農薬、添加物、動物用医薬品、特定保健用食品、飼料添加物、肥料等の審査申請者からの依頼等により申請資料等の作成に協力した者（以下「申請資料等作成者」という。）である委員又は専門委員が含まれている場合には、食品安全委員会及び専門調査会における調査審議及び議決は、次によるものとする。
 - (1) 申請者から申請資料等作成者のリストの提出を受け、申請資料等作成者に該当する委員又は専門委員がある場合には、委員長又は専門調査会の座長は、当該調査審議開始の際、その氏名を報告する。
 - (2) 申請資料等作成者である委員又は専門委員は、当該調査審議又は議決が行われている間、調査審議の会場から退室する。

ただし、当該委員又は専門委員の発言が特に必要であると委員会又は専門調査会が認めた場合に限り、当該委員又は専門委員は、出席し、意見を述べることができるが、議決には参加できない。

- 2 組換えDNA技術応用食品、農薬、添加物、動物用医薬品、特定保健用食品、飼料添加物、肥料等の審査申請者からの依頼等によらずに作成された資料であって提出資料として利用されたものの作成に協力した者（以下「利用資料作成者」という。）である委員又は専門委員が含まれている場合には、食品安全委員会及び専門調査会における調査審議及び議決は、次によるものとする。
 - (1) 申請者から、利用資料作成者のリストの提出を受け、利用資料作成者に該当する委員又は専門委員がある場合には、委員長又は専門調査会の座長は、当該調査審議開始の際、その氏名を報告する。
 - (2) 利用資料作成者である委員又は専門委員は、当該資料については発言することができない。ただし、当該委員又は専門委員の発言が特に必要であると委員会又は専門調査会が認めた場合に限り、当該委員又は専門委員は意見を述べることができる。

- 3 1及び2の場合の他、審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係（例えば、委員又は専門委員が、①申請資料等作成者には該当しないが、資料作成に関係していた場合、②当該申請者から研究費を受けている場合、③当該申請者の役員等に就任していた、又は就任している場合）を有する委員又は専門委員は、委員長又は専門調査会の座長に申し出るものとする。この場合の審議及び議決については、1の(2)と同様とする。

- 4 以上の場合においては、その旨を議事録に記録するものとする。